

河川・道路管理用光ファイバーの民間事業等による利用方法の概要

制度の対象

- ・第一種電気通信事業者、ケーブルテレビ事業者、国、地方公共団体

開放区間：

- ・事務所、出張所、約10km間隔の事務所で指定するクロージャ又は光成端箱（以下「指定クロージャ等」と呼ぶ。）間で開放する。
- ・分岐は、原則として指定クロージャ等でのみ認める。

最小開放芯線数：

- ・最小開放芯線数 = 1 テープ（2，4，8 芯）

開放芯線数（テープ数）：

- ・[開放テープ数] = [光ファイバーのテープ数]
- [今後10年間に使用予定（使用中含む）テープ数]

クロージャの設置：

- ・開放区間内への追加クロージャ設置は認めない。
- ・指定クロージャ等における分岐時に、そのハンドホール内（架空区間の場合は近傍）に、利用事業者等側の負担で、分岐用クロージャの設置を義務づける。なお、光成端箱における分岐時については、分岐用クロージャの設置を認めない。
- ・民間事業者間によるクロージャの共同設置を認める。

中継装置、伝送機器等の設置：

- ・事務所及び出張所内等への中継装置、伝送機器等の設置は認めない。
- ・事務所及び出張所内等への光ファイバーケーブルの設置については国有財産法に基づく使用の許可を得た上で設置を認める。

情報の提供

- ・公募区間、公募条件（光ファイバーの品質等の技術的条件などを含む）については、利用希望事業者等の公募の際にホームページにおいて提供（光ファイバーの設置状況、開放状況等についてもホームページにおいて提供）

利用希望者の募集

- ・6月下旬を目途に準備の整った箇所から、順次、利用希望者の募集を開始。今後においては整備の進捗や利用可能芯線数の状況等を踏まえて、適宜募集を実施していく予定。

利用事業者等の決定：

- ・利用希望者間で調整の上、決定。